

ボーダンの主權論とその批判

岩 崎 卯 一

第一節 ボーダン主權論の時代と背景

第一款 近世的主權概念の定立者

國家主權の主體 *Subjekt* を、法王や、皇帝や、諸侯や、統領などから區別された國王 *König*, *Monarch* に見いだす君主主權の理論 *monarchische Souveränitätstheorie* は、これをその理論の存在拘束性で觀察すると、中世紀で互に覇權を競うていた團體としての教會とか、封建諸領とか、自由都市などの權威や權力を凌駕して臺頭した近世民族國家 *Nationalstaat der Neuzeit* の確立によつて出現したものである。君主に歸屬される國家權力が、とくに内にあつては「最高」*höchst* を意味し、外にたゞしては「獨立」*unabhängig* を意味する言葉 *souveraineté* で表示されていたことは、君主主權が法王權と皇帝權とにたいして獨立であり、また領主權と市民權とにたいしては最高であつたことを示していたものである。そして、最もはやく近代の民族國家を完成しただけでなく、最も鞏固な王權をも確立したフランスで、君主が把握していた主權の理論的な説明が、他よりも早く且つ完全に近い形態で提唱されたのは、決して偶然ではない。このような君主主權論の首唱者は、十六世紀後半でのフランスの政治現象をつぶさに觀

察していたボーダン Jean Bodin (1530—1596) であり、このことを徴しうるのは、彼の主著『國家論六篇』 *Les six livres de la République*, 1576 である。彼は、この著書での論述を通じて、現在になつてもなお國家學や政治學で、通説としての權威を認められている主權概念の最初の定立者だとされている。

第二款 君主主權論定立の動因

ボーダンをして主權論を定立させた時代史的な壓力は、封建社會の體制が崩壞したと、民族國家の組織が成立したとことであるが、さらに彼を驅りたてて君主主權論を構想させた直接の原因は、ほぼつぎのような三つである。

その一は、彼がその壯年時に身邊で見聞したユグノー戰役 *the war of Huguenots* (一五六二年より一五七〇年まで) と新教徒虐殺 *the massacre of St. Bartholomew* (一五七二年八月二八日) との悲惨事と、これらにたいして彼が抱いた冷靜な反省意識である。新教と舊教との相剋は、ほとんど時を同じうして、當時ヨーロッパでの二大王國であつたイギリスとフランスとを、擾亂の巷と化して、最も酸鼻な王朝内部の相互殺戮を現出させた。とりわけフランスでは、國王も母后も攝政公も廷臣も諸侯も信徒などもすべてが、新舊兩教のはげしい争亂の旋風にまきこまれながら、八年間にわたる内亂を繼續した。無秩序と不統一と相剋との極に立つていたのが、ボーダンの眼前に展開された當時の政治状態だつた。このような血なまぐさい旋風が去つた後、靜かに想を練つたボーダンの第一願望は、宗權から獨立した政治權力の統一であつた。

その二は、フランスのアンジール Angers に平民の子として生れ、長じて法律を學び、後パリで辯護士をしたボーダンが、ヴァロア朝 *the Valois dynasty* 最後の國王であつたヘンリー三世 *Henry III* の君寵をうけたことである。彼は一五七六年、すなわちその國家論を公刊した同じ年に、宮廷辯護官 *counselor at the court* に拔擢され

ている。政敵ギーズ大公 Duke of Guise をも誅殺したほど剛毅果斷であつた國王に、ボーダンボアダンは、政治權力を統一する主權者の適格性を見出した。そこでこの側面からみると、ボーダンの君主主權論は、君寵を辱うしている一宮廷學者が、その君主に捧げた一種の意見書である。

その三は、ツールーズ大學 L'Université de Toulouse で法律學を學び、業を卒えてからは母校に法律學を講じ、パリに出てくると辯護士を職としたボーダンの立法と司法とにたいする消しがたい關心と素養とである。彼が君主主權論を論述するにあつて、もともと歴史的な概念か、政治的な概念かであらねばならぬ主權概念を、普遍妥當的な論理概念に抽象化したような方法や、また、主權の内容を詳述するに際して、立法權をかなり重視して君主主權の專制化を暗に警戒したような仕方などは、あきらかに法律家としての素養から自然にはとばしりでものである。

第二節 ボーダン主權論の主内容

第一款 國家單位としての家族

ボーダンは、家族を國家の構成單位とみた點で、後に現われたほとんどすべての國家學者がとつた個人主義的な立場から自からの社會觀を區別している。ボーダンによれば、家長權によつて支配され、且つ、統一されている家族成員と所有財産とは、國家ばかりでなく、すべての社會諸團體を成立させている基礎的な共同體である。家長は、家族成員と所屬財産との上に統制を加えることによつて、家族全體の安全を衛り、利益を増進させる。このような形態での家族を單位として出來あがつている複合體が、村落や都市などの社會團體である。だが、これらのうちで、主權をもつて統治されている一つの團體がすなわち國家である。ところでボーダンでの家族單位説は、諸家族が複合されて

成立する團體の一つとしての國家に、家族的な共同體性を認めると共に、主權者としての君主に、家長權的な性格も見出している。この點についての彼の説は、全體的に見て近代的な合理主義の色彩が強い彼の主權概念に、一抹の中世紀的な家族國家説が残っていることを、暗示している。イギリスにおけるホブズ Hobbes が、同じような君主主權論を展開しながらも、國家を利己的な性格を賦有している各個人の契約意志で出来たものだとして解明した態度とくらぶれば、ボードン國家論の基調には、家長と君主との權威と慈愛とを概念した家族國家説の趣きが存在している。

第二款 國家本質としての主權團體

諸家族が複合して生成しているさまざまな社會團體の間にあつて最高の權力としての主權によつて統治するところに、國家に獨自な本質性格がある。他のいろいろな社會諸團體は、血縁とか、地縁とか、慣習とか、契約などの紐帶による結合體であるが、國家だけは、全く主權によつて統一された特殊な團體であつて、その成立は、社會進化がその最高・最終の段階にまで到達していることを、示している。このように、國家の主權的な本質を説いたボードンは、次いで主權の概念規定を試みている。それによると、主權は國家の絶対的な、そして永續的な權力である。彼は、この定義を補足する意味で別に、主權が法律では制限されないで、すべての國民の上に直接適用される最高權力である點も、説明している。これで明らかなように、ボードン説での主權は先ず權力である。だから、主權の本質は、現代の一部學者が主張しているような法律ではなく、法律の制限をも超越している權力である。が、主權になり得る權力は、最高の權力であり、この點で絶対的な權力でもある。この意味から、それは、單一不可分的なものであり、不可譲渡的なものでもあらねばならない。とはいえ、かような最高權は、中世紀で盛んに提唱されていた王權神授説のよ

うに、神の權威に淵源しているものでもない。それかといつて、啓蒙期で國家論の基調になつていた自然法から導きだされたものでもない。それは、フランス人のながい民族生活から自然にほとぼりしている一種の慣習法であつた。言いかえると、フランス民族固有法であり *leges imperii* である。そこで、主權は人爲を超えた自然の所産だと、見る方が正しいのである。いずれにせよ、ボーダンの主權概念の中心は、權力の最高無制限性にある。當時の國家を支配していた國王は、こんな主權概念を武器として、外では法王と皇帝とに對抗し、内では諸侯と自由都市とを、統制し得たのである。

第三款 主權内容としての八大權

ボーダンは、立法權、宣戰讞和權、官吏任命權、最高裁判權、忠實服從要求權、恩赦權、貨幣鑄造權、課稅權という八つの權力を、主權の主内容だとして、示している。これらもろもろの權力は、民族國家の元首として君臨した國王が、中世紀の封建諸勢力と不斷の鬭争をくりかえした末に、一つまた一つというように、獲得した戰利品のようなものであつた。現在でも、立憲君主政體を採つて多くの國家では、これらを君主の大權事項として認めている。ただボーダンが、これらを主權概念の論理的な構造として説明しているところに、彼の主權概念の全體を通じて見られる法論的な手法の一特色がある。ボーダンは、これら八つの權力のうちでも立法權を最も重く視ていたので、主權の第一機能であり、しかも最大機能が、一般國民に法を興えることだと、強調している。だが、主權は立法權の根源であるから、主權の立法機能だけをどんなに尊重してみたところで、立法權によつて制定された法律が、主權を拘束し得ないことは、自明であると、彼は反復しながら辯明している。この點からみても、ボーダンは、君主專制政體だけを謳歌した論者ではない。むしろ彼は、立憲君主政體とか、主權的な法治國家とかを、最善の國家形態だと考え

ていた學者であつた。

第四款 主權の主體としての君主

ボーダンもまた、アリストテレス以後多くの學者達がかためあげた定説にしたがつて、君主國體と、貴族國體と、民主國體とに、國家の形態を三分したが、貴族政治と民主政治とは、主權の絶對性と永續性とを破壊する革命や反亂へ誘われる可能性があるというので、これらの存在價值を肯定しなかつた。民主國體でも、現實に政權を掌握している者は、一人か少数者かに過ぎないことを、彼は充分知つていたのである。それに、彼は、その主著を發表した同じ年に、平民階級の代表者格で、フランス三部會の人になつたので、僧侶と貴族とを中心とした議會政治の限界についても、相當な實感をもつていた。そこで、理論と現實とを究めたボーダンは、その祈願する主權の永續性を最もよく確保し得るものを、世襲の君主そのひとに見出した。が、彼の君主に望んだのは專制ではなかつた。神法とか固有法などの制約を全く無視して、自分の獨斷意志だけにたよつて統治するような君主は、僭主や暴君と呼ばれて、彼により排斥されている。また國民を奴隸のように臣従させ、その權利をすこしも認めないで支配するような君主は、專制王と稱せられて、彼により忌避されている。結局のところ、彼は、主權の正當性根據である神法や固有法などにしたがつて統治する君主、國民一般にも安當な法を與える君主に最も正しいとされる主權者を見いだしたのである。國家を構成している單位としての家族と家長權との意義を深く認識したボーダンは、家族とほぼ同じような性格を帯びている民族國家の主權者にも、神の意志を奉戴して一家を支配する家長のような共同體的性格を認めたのである。君龍に感激していたころのボーダンの頭腦を去來していた君主は、恐らくヘンリー三世だつたであらう。

第五款 主權の根源としての法權威

ボーダンは、君主主權の根源としての法の權威と、君主主權の發動としての法の權威とを、ともに認めているのである。しかし、主權者としての、君主をして遵奉させる法は、君主が總攬している主權の一内容にすぎない立法權の發動で、制定された實定法だけである。君主であつても、みずからの主權によつて制定した法律を、恣意的に改廢することは、自分があたえた約束をみずから破るようなものだから、かたく戒愼されねばならないところである。とはいえ、主權そのものは、あくまで權力の至上性をその本質とするので、このような實定法に拘束されるものではない。この點について、ボーダンは、法主權にたいする君主主權の上位性を主張し、その適例として、緊急状態における非常大權の發動を説明している。すなわち、緊急状態にある國民全體の利益になるような場合には、君主は、自分だけが把持している主權の正當な發動として、すでに制定されているどんな種類の法律でも、自由に改廢し得るのである。主權と法律との上下關係に關するこのようなボーダンの説明は、ヘンリー三世の獨裁的な政治實踐を、巧緻な主權論の形態で、暗に辯護したものであらう。が、主權の非常大權的な特質は、現代國家の多數がもつている成文憲法にも明記され、非常時状態での國政を敏活に運用させるのに役立つ便法だとされている。

第二節 ボーダン主權論の批判

第一款 ボーダン主權論の理論的批判

ボーダンの君主主權論は、既に述べたように、彼が生存していた十六世紀後半のフランス王朝における國王の支配權を強化することによつて、酸鼻をきわめたユグノー亂などの宗教的な紛争と政治的な混亂とに、秩序を與えようとする彼自身の願望や、また時代の切なる要請などに胚胎しているものである。だから、主權論の性格は理論的である

よりも一層歴史的なものである。それにもかかわらず、彼の君主主權論が、主權の主體として立つていた君主の權威と權力との著しく弱められた後の諸世紀でも、またフランス以外の諸國家でも、なお主權論の定型として通用し得るもののように、國家學者間で廣く容認されているのは、どんな理由によるのであろうか。それは、ボーダンの主權論が、法學的な素養と訟師的な經驗とに支えられた法論理的な概念化の術作を通じて、主權の歴史性を稀薄にしたばかりでなく、主權という事實を普遍化された一概念に昇華させたことに、よるところが多いのである。約言すると、もともと歴史的であつた主權の考察が、法論理的な思惟によつて、理論そのものに轉化させられたことである。もちろん、主權論だけでなくあらゆる理論は、ほとんどすべてこのような経路を示すものであるが、法論理的な思惟の術作は、かような理論化の達成にたいし、特に適應しているもののように思われる。

いま、ボーダンの主權概念をみると、ボーダンは主權を、「國家の絶對的な、そして永續的な權力」だと規定している。このような概念規定の仕方は、主權の歴史的な性格を完全に脱落させ、時空的な制限を超越して普遍的に妥當する主權の概念獲得にむかわせる。この定義の形態で表現された主權概念は、そのなかに、ひとり君主主權論だけでなく、人民主權論や、國家主權論などのどれであろうと、盛上げて一向差支えないほどに、普遍性を帯びている。だから、學者によつては、ボーダンの主權概念を、一途に國家主權の概念だとして、うけとる場合もあろう。實際にこの定義を文字どおりに理解すれば、それは疑いもなく君主主權の概念ではなく、國家主權の概念である。なおその上に、ここでの主權は、絶對的な、そして永續的な性格をもっているものと、規定されている。「絶對的」という表現は、ボーダン以後の國家學者達、とりわけ現代の國法學者多數によつて、それぞれに註解され、あるいは權力の至高性や最強性として、あるいは權力の唯一不可分性として、説き示されている。だが、これらの諸性格は、究極的に

みると、主權といわれているものの歴史的な相對性を否定して、これに論理的な絕對性を付與しようとする思惟の術で構成されたものである。主權の性格が「絕對」というような論理的な名辭だけで表現されたればこそ、十六世紀のボーダンの主權概念は、その後における主權の歴史の幾變遷にもかかわらず、現代になつても、高度の妥當性をもっているもののように認識されている。「永續的」という形容詞もまた、「絕對的」という形容詞と同じように、歴史的な現實を一應無視する場合にのみ、はじめて使用しうるものである。主權の主體が君主や、人民や國家のいずれであろうと、主權の名で呼ばれている權力は、單なる自然力ではなく、人間だけに特有な歴史的社會的實在である。それは、人間の歴史のなかで形成され、且つ、人間の社會によつて制約されているものである。したがつて、主權もまた、他の多くの歴史的社會的實在とひとしく、永續性を保持し得ないものである。もつと率直にいうと、主權と呼ばれている權力は、主權と呼ばれていない他の諸權力との對照で、比較的、だから相對的にだけ、永續的である。ところが、ボーダンは、主權が歴史的にも絕對的な意味で永續するもののような印象を、與えやすい表現を選んでいゝる。ここでもまた、ボーダンにおける主權概念を特色づけている超時間的な絕對化が見られる。

しかし、ボーダンの主權概念を、ここで述べたような意味での絕對概念性で、把握しようとしたのは、むしろ十九世紀後半のドイツで一時覇を唱えた公法學的な國家論者達であつた。かれらは、主權という歴史的な事實をも、法論理的な分析の手法でもつて、抽象概念化したのである。そこでは、主權というものの概念が先ず捉えられ、次にその論理的な構造が關心焦點になつたために、最高性とか、本源性とか、唯一性とか、不可分性などの諸屬性が、課題中心としてさかんに取扱われたのである。このような風潮は、一時的ではあつたが、我が國の公法學的な主權論でも、明らかに見うけられたところである。ところで、主權を、その法律的な側面だけでなく、歴史的な側面でも觀察しよう

と努めたイェリネック Georg Jellinek は、かれ自身優れた公法學者であつたにもかかわらず、主權概念を明確に歴史的な相對概念だと、認識している。ましてや、主權を純粹な法學的視點だけで認識しようとしたオースチン John Austin 一派の見解に正面から反對し、ボーダンその他の主權論を、各時代の政治的な情勢と克明に照らしあわせながら把握しようとしたラスキー Harold J. Laski 一派の學者達は、ボーダン主權概念の論理的な絕對性を徹頭徹尾否定し、その歴史的な相對性を極力主張している。

第二款 ボーダン主權論の現實的批判

ボーダンの君主主權論を、歴史的な見地から眺むると、その理論のなかには、十六世紀以前までの全ヨーロッパを支配していた封建體制の殘滓と、十六世紀以後の全世界に浸潤しかけてきた市民體制の萌芽とが、はつきり見いだされる。このような殘滓と萌芽とは、民族國家の元首としての國王が掌握していた權力を、あくまで強化しようとする腐心したボーダンの主權論に、複雑な色彩を與えている。これは封建國家から市民國家への進行での中間的な媒介として立現われた近世民主國家で、しかもその擡頭期で生を享けたボーダンが、自分を取りまいていた時代的な環境に、順應した結果であろう。が、そのほかに、市民社會的な性格を帯びることの多い「訟師」といつたようなボーダンの個人的な職域が、彼の學說の色づけに影響していることも、一應考えうるところである。

先ず、中世紀的な封建體制の殘滓とも見られるボーダンの理論は、國家を構成する單位として考えられた「家族論」と、國家の主權者たる國王でもなお遵守の義務を負わされている「神意法默認論」とである。家族單位論は、中世紀の封建社會を性格づけていた共同體的な生活での團體基礎であつた家族に、新興民族國家での構成單位としての位置を與えたものであるが十六世紀になつてもなお個人的な自覺の域に達しないで、舊い家族制度を依然堅持していたフ

ランス民衆の生活に即して、構成された理論であらう。この點で、ボーダンの理論は、後に現われたドイツの學者アルトシウス Johannes Althusius の市民團體單位論や、イギリスの學者ホッブス Thomas Hobbes の個人單位論にくらべて、たしかに異色を呈している。フランスの重農主義的な雰圍氣中に生活したボーダンと、晩年にオランダの一商都市で市長になつたこともあるアルトシウスと、十六・七世紀に急擡頭した大商都市ロンドンにながく往んでいたホッブスとの間に、以上のような相違が認められるのは、時代の前後というよりも、むしろ生活環境の特異性によつたものだと想われる。ボーダンの「神意法默認論」は、中世紀での支配的な勢力であつた教會權威にたいする、ある程度の讓歩を示しているやの觀がある。國王にも遵守を迫る法規範の權威にたいする根源を、人爲の實定法に求むることなく、神の意志の表現としての神法に仰ぐうとするのは、舊敎的な法思想の核心である。地上に血を流したユグノー亂の悲惨にかえりみて、教會權威にたいする國王權力の優越を希求したボーダンも、君主主權にもとづいた法規範の權威根源を説明する段になると、これを國王の個人的な意志だけに還元しても安心し得ないので、更に高い神意法にまで押しすすめたのである。神意法は、教會の首長である法王でも拘束するが、國家の元首たる國王の權力にたいしても指導力として強く働くのである。しかし、ボーダンをして、舊敎的な法律哲學者達に接近させるよりも、一步近世的な思想家達に接近させた點は、彼が、君主主權の根源として神意法だけでなく、これとならんで、民族慣習法をも容認したことである。このような慣習法はまた、國王の權力をも指導するものと、解されている。ところで、ボーダンは、十八世紀の啓蒙思想家達が熱狂的に主張した自然法の權威を、認識するほど近代ではなかつた。教會的な共同體の上に高く輝いていた神意法と、封建的な共同體の内に反して生きて來た慣習法の二つだけに、權威を默認しているところは、ボーダン主權論をなお封建的なものと考えさせる弱點である。

しかしながら、そこにはなお、近世紀的な市民體制の萌芽とも考えられるボーダンの理論がある。とりわけ顯著なのは、彼が主權の内容として列擧した八大權と、主權の作用としての實定法とに關する理論である。ボーダンは、前に述べたように、主權の内容として、立法權をはじめ、司法權、官吏任命權、宣戰講和權、課稅權、恩赦權などの諸權力を列擧している。このことは、當時國王の競走相手であつた法王や諸侯などにたいする國王統治權の範圍を、明確にしうというような積極的な意義をもつていた。同時に、それは、外敵を打倒して意が驕つて來た國王の專制政治を、八つの權力内で抑制しようというような消極的效果をも、帯びていたのである。十九世紀になつてから、どの國でも見られるようになった立憲君主制的な憲法の規定中に、元首の大權として列擧されているものは、ほとんどすべて、三世紀前のボーダンが列擧した八つの大權と、大同小異である。ここにも、ボーダン主權論の先驅者的な特質がある。また、ボーダンは、立法權と非常大權との關係の側面からも、君主主權の限界を設け、君主の統治が專制政治へたやすくは移行しないように、慎重な配慮を示している。すなわち、彼は、實定法にたいする君主主權の上位を、一應認容しながらも、一旦制定されて國民の上に效力を持つようになった實定法を、君主の恣意だけで濫りに改廢することができないように、配意している。だから、法律制定權が、君主の主權内容に這入つてゐることは、もとより争わないが、一旦公布された實定法の效力については、主權者であつても、これを尊重せねばならないことを説いている。この點では、微温的ながらも、後年の市民社會的な法治國家にいたる一つの道を拓いてくれているとも、認めうるであらう。實際、ボーダンが、或る程度の法治主義を尊重したればこそ、次に彼の説いた君主の非常大權が、意義を帯びてきたのである。ボーダンは、君主が、緊急状態の場合で、しかも、國民のために利益だと認められる場合に限つて、既に制定されている法律でも改廢し得るような非常大權を掌握していると説明した。が、もしも君主に

よつて掌握されている權力が、主權の形式概念のように、絶對無限であるなら、この意味での非常大權を、ことさらに認むる必要はすこしも存在しないはずである。君主でも、緊急状態でない場合や、たとい緊急状態であつても國民の利益にならない場合には、既に實施中の法律に、拘束されねばならぬものと、解するのが、正しいはずである。このように検討して來ると、ボーダンが、自己に君寵を垂れたフランス王ヘンリー三世に、國家統一の大業を擔つていゝる英明果敢な君主を期待したが、最強の權力を用いて恣意的に既存の法律を改廢し、國民民福を顧慮しない専制君主を希求したものでない點を、明瞭にしうるであらう。要するに、ボーダンの君主主權論は、十九世紀の獨逸で一風潮を形成した「開明的な立憲君主主義」を基調としたところの國家主權論に近似している。

文獻(一) Allen, J. W., *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, Part III, Chap. VIII, "Jean Bodin" (pp. 394—444), 1928.

- (2) Baudrillart, Henri, *J. Bodin et son temps*, 1853.
- (3) Chauviré, Roger, *Jean Bodin : auteur de la "République"*, 1914.
- (4) Church, William Farr, *Constitutional Thought in Sixteenth-Century France*, (pp. 194—242), 1941.
- (5) Dock, Adolf, *Der Souveränitätsbegriff von Bodin bis zu Friedrich dem Grossen*, 1897.
- (6) Figgis, J. N., *The Divine Right of Kings*, (pp. 126—130), 1934. "Political Thought in the Sixteenth Century", in *Cambridge Modern History*, Vol. III, Chap. XXII (pp. 736—769), 1904.
- (7) Fournot, E., *Bodin : prédecesseur de Montesquieu*, 1896.
- (8) Hancke, E., *Bodin : Eine Studie über den Begriff der Souveränität* (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte, ed. Otto Gierke, No. 47), 1894.
- (9) Meinecke, Friedrich, *Die Idee der Staatsräson*, (pp. 70—80), 1929.
- (10) Mesnard, Pierre, *L'essor de la philosophie politique au XVII^e siècle*, tome V, chap. III (pp. 473—546), 1936.

- (11) Moreau-Reibel, Jean, Jean Bodin et le droit public comparé, 1933.
- (12) Oberfohren, Ernst, „Jean Bodin und seine Schule : Untersuchungen über die Frühzeit der Universalökonomik“, Weltwirtschaftliches Archiv, I (April, 1913), SS. 249—285.
- (13) Reynolds, Beatrice, Proponents of Limited Monarchy in Sixteenth-Century France : Francis Hotman and Jean Bodin, Chaps. IV and V (pp. 105—193), 1931.
- (14) Shepard, Max Adams, “Sovereignty at the Crossroads : A Study of Bodin”, Political Science Quarterly, XLV (December, 1930), pp. 580—603.
- (15) Weil, Georges, Les théories sur le pouvoir royal en France pendant les guerres de religion, chap. VIII (pp. 159—174), 1891.